daily コラム

2026年9月30日(水)

〒140-0014　品川区大井1-7-6ＴＨビル2階
ＭＭＩグループ　ＴＥＬ　03-3778-2311　ＦＡＸ　03-3778-2317
Email　dailycolumn@m-m-i-g.com

店舗・イベントでの展示装飾など「ディスプレイ」と源泉徴収

店舗や展示会のディスプレイを頼んだ場合

小売業やアパレル、飲食店では、ショーウインドーや商業施設、展示会場などの陳列やディスプレイを外注することがあります。依頼を受けた業者は、店舗やイベントのコンセプトの立案から、図面やパースの作成、業者の作業に立ち会い、照明や商品の配置を細かく行ってくれます。

このような方々は「ディスプレイデザイナー」とも呼ばれます。その外注先が個人事業者である場合には、支払時に源泉徴収が必要となる場合があります。

＜源泉徴収税率＞

支払額100万円以下の部分	10.21%
支払額100万円を超える部分	20.42%

源泉税の対象となる「デザイン」の範囲

所得税法では、源泉徴収の対象として「デザインの報酬」を挙げた上で、通達で、その対象となる9つの類型を例示しています。

①工業デザイン、②クラフトデザイン、③グラフィックデザイン、④パッケージデザイン、⑤広告デザイン、⑥インテリアデザイン、⑦ディスプレイ、⑧服飾デザイン、⑨ゴルフ場、庭園、遊園地等のデザイン

この9つの類型は、いずれも創作であり、見た目や形などの視覚的工夫を行うという共通点があります。「ショーウインドー、陳列棚、商品展示会場等の展示装飾」などの「ディスプレイ」も、様々な空間で、商品や展示物を引き立てるために装飾を施す表現手法（視覚的工夫）であり、「デザインの報酬」として源泉徴収の対象となります。

「デザイン以外の報酬」は源泉税対象外

源泉徴収の対象となるのは、展示装飾の設計やデザインなど空間演出のための報酬です。それ以外の施工費や資材等の代金、運搬費などは対象外にできます。請求書に「ディスプレイ一式」と記載するのでなく、対価を区分して記載することも可能です。

＜請求書の記載例（単位：円）＞

①展示設計料	40,000	（源泉税対象）
②パネル施工	60,000	
③小計	100,000	10%対象
④消費税	10,000	③×10%
⑤源泉税	▲4,084	①×10.21%
⑥差引金額	105,916	③＋④－⑤

インボイスの取扱いも含めて、請求のやり方もよく話し合っておきましょう。



報酬・料金の「支払調書」の作成も必要となります。

補足と解説（お客様へは１ページ目だけを送付してください）

所得税基本通達 204-7　デザインの範囲

法第 204 条第 1 項第 1 号に規定するデザインには、次のようなものがある。

(1) 工業デザイン（自動車、オートバイ、テレビジョン受像機、工作機械、カメラ、家具等のデザイン及び織物に関するデザイン）

(2) クラフトデザイン（茶わん、灰皿、テーブルマットのようないわゆる雑貨のデザイン）

(3) グラフィックデザイン（広告、ポスター、包装紙等のデザイン）

(4) パッケージデザイン（化粧品、薬品、食料品等の容器のデザイン）

(5) 広告デザイン（ネオンサイン、イルミネーション、広告塔等のデザイン）

(6) インテリアデザイン（航空機、列車、船舶の客室等の内部装飾、その他の室内装飾）

(7) ディスプレイ（ショウウィンドー、陳列棚、商品展示会場等の展示装飾）

(8) 服飾デザイン（衣服、装身具等のデザイン）

(9) ゴルフ場、庭園、遊園地等のデザイン

所得税基本通達 204-8　デザインとその施工の対価を一括して支払う場合

ネオンサイン、広告塔、ショーウインドー、陳列棚、商品展示会場又は庭園等のデザインとその施工とを併せて請け負った者にその対価を一括して支払うような場合には、その対価の総額をデザインの報酬又は料金と施工の対価とに区分し、デザインの報酬又は料金について源泉徴収を行うべきであるが、そのデザインの報酬又は料金の部分が極めて少額であると認められるときは、源泉徴収をしなくて差し支えない。

Ｑ＆Ａ　報酬･料金の源泉所得税－事例解説から税務調査まで－（久川秀則著、大蔵財務協会、平成 26 年）

【引用】159 頁

Q10－7　ディスプレイデザイン

当社は輸入雑貨の販売を行っています。シーズンごとに店舗のショーウインドーにその時々の商材を用いたディスプレイをディプレイデザイナーのＰさんに依頼してデザインしていただいています。このディスプレイデザインの報酬について、所得税の源泉徴収はどのように取り扱われるでしょうか？

＜関係法令等＞所法 204①一、205、所基通 204-7

Ａ　所得税法では、源泉徴収を要する報酬･料金として「デザインの報酬」を定め、「工業デザイン、クラフトデザイン、グラフィックデザイン、パッケージデザイン、広告デザイン、インテリアデザイン、ディスプレイ、服飾デザイン、ゴルフ場･庭園･遊園地等のデザインなど」はこれに該当するとされています。

一般にディスプレイデザインとは、さまざまな空間で、商品や展示物を引き立てるために装飾を施す表現手法であり、具体的には、デパートのショーウインドーや店舗の商品陳列などの商業空間、自動車ショーや博覧会などの展示空間、博物館や美術館などの文化施設などで行われます。

所得税基本通達では、ディスプレイデザインとしてショーウインドー、陳列棚、商品展示会場での展示装飾を例示しています。

お尋ねの店舗のディスプレイデザインの報酬は、上記からディスプレイデザインの報酬に該当し、所得税の源泉徴収が必要となります。